

令和6年高島市農業委員会第12回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月10日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（19人）

会長	6番 中田正敏
	1番 田中孝敏
	2番 青谷喜代一
	3番 橋本久義
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲
	7番 前川幸雄
	8番 古谷久栄
	9番 上原満枝
	10番 地村満信
	11番 中川幸雄
	12番 中江武良
	13番 岸田忠則
	14番 山田善嗣
	15番 浅井嘉己
	16番 古田卓見
	17番 清水 巧
	18番 足立 功（議事録署名委員）
	19番 石津紘子（議事録署名委員）
- 4 欠席委員 なし
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和6年度全国農業委員会会長代表者集会について

- 第 2 令和 6 年度高島市農業委員会県外視察研修について
- 第 3 令和 6 年度第 5 回高島市農産ブランド認証委員会について
- 第 4 令和 6 年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について
- 第 3 報告第 2 1 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 4 議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 6 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 6 7 号 非農地判断について
- 第 7 議案第 6 8 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 6 9 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 7 年度「高島市農業施策等に関する意見書」の作成について

6. 連絡事項

- (1) 令和 7 年第 1 回総会について

- ・ 日 時 令和 7 年 1 月 1 0 日（金） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	参事	大辻 可奈子
	主査	上原 翔
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 それでは、令和 6 年第 1 2 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、19 名全員の委員に、ご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 本日の案件は、報告事項 4 件、報告案件 3 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件 13 件、第 5 条案件 1 件、市長部局からの案件として「高島市農用地利用集積計画 案件」84 件「農業経営改善計画認定案件」2 件、計 113 件につきまして、ご審議いただくことになっております。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきま
-----	---

	す 議事日程第 7、議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」の番号 80 から番号 83 については、議席番号 ■■■ 番、■■■■■ に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、委員のお手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の 2 点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。ご確認ください。なお、個人情報保護の観点から、「総会次第」以外の資料は会議終了後、回収させていただきます。また、本日、配付しております議案書について、内容に一部、修正がありましたので差し替えを 2 点お願いいたします。1 点目は、8 ページ議案番号 65 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての部分で、番号 13 譲受人を追記しております。2 点目は、12 ページ議案番号 67 号非農地判断についての部分で、番号 6 の地目が田の誤りでした。差し替え分の 8 ページと 12 ページの片面を配布させていただきました。差し替え方よろしくをお願いいたします。たいへん申し訳ございませんでした。 次に 10 月の総会時にお知らせさせていただきましたが、年明けには市長選、市議会議員選挙が控えておりますことから、改めて公務員等の地位利用の禁止について説明させていただきます。農業委員の皆様については、特別職の地方公務員という立場となることから、選挙に伴い、市民から疑念が持たれないよう充分注意していただければと思います。一つ目は、「農地法に基づく許認可業務により関係者に影響力を利用すること」二つ目は、「職務上関係のある公務員に対して投票を勧誘すること」が禁止されています。昨今話題となっております、特定の候補者への応援・誹謗中傷の情報配信についても、改めてご注意くださいと思います。 また、本日も、各農業委員の皆さまには、タブレットを持参いただくこととなっており、議案書をメールで送付させていただいておりますので、ご確認くださいと思います。併せて、個人情報保護の観点から、総会終了後は、データを削除していただくよう重ねてお願いさせていただきます。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長 よろしく申し上げます。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会」

	と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。
	(唱 和)
副会長	有り難うございました。
事務局	ありがとうございました。それでは、続きまして、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和6年第12回 高島市農業委員会総会」を開会させていただきます。本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、18番足立功委員、19番石津紘子委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題とさせていただきます。 まず、第1「全国農業委員会会長代表者集会について」は、私が参加させていただきましたので、報告させていただきます。
会長	本年11月28日に、東京都の文京シビックホールにて開催されました。本年は全国農業会議所創立70周年記念式典も兼ねており、これらの式典と代表者集会の2部構成で開催されたものであります。その中では、農業に関する組織の代表者から、農業委員会へ期待する言葉として、いろいろな意見がでており、総体的な印象としては、農地を使った事業を展開している事業として、まとまりのある意見であったという印象でした。 また、要請決議としましては、「新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要請決議」、申し合わせ決議。「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進に関する申し合わせ決議。「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議が行われました、活動事例報告では「地域計画の策定と今後の取り組みについて」と

	題し、山形県寒河江市農業委員会会長の木村さんより講演をいただきました。基本的には、基盤強化促進法の施行により、将来の地域農業の指針となる地域計画を今年度中に策定すべく組織を挙げて取り組んでおられるところでした。他には、新たな食料・農業・農村基本計画を見据えた施策の具体化の提案もあり、持続的な農業生産ができる取り組みをいくつか提案があり、輸出強化面では、農産物として、直接農業とのタイアップができているのかということも今後の課題であり、個人所得も含めた必要経費の算定、農業所得の増加についても必要であると考えているところです。また、農地中間管理機構の体制整備では、個人の同意のうえ提出するという方法となっており、これからの課題もあり、例えば固定資産税を支払っている人を代表者として取り扱うなど抜本的な見直しをしなければならない時期にもきていると考えております。今後、農地を維持していくためにも考えていかなければならない問題も多く、担い手支援、農業経営への支援強化や外国人労働者の雇用等、多面的な面も含めて、国の方で考えていただきたいと要請しているところです。 なお、高島市農業委員会としましても、そういう多くの事情も含めた中で、今後も活動に取り組んでいかなければならないと考えているところです。 以上でつたない説明となりましたが、これで報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	この件について、何かご意見・ご質問がありましたらご発言ください。よろしいですか？ (質疑・意見なし)
会長	次に、第2「高島市農業委員会県外視察研修について」は地村副会長から報告させていただきます。よろしくお願いいたします
副会長	12月3日に県外視察研修として、若狭町へ視察に行きました。農業委員および最適化推進委員で約20名が参加いただきました。地域計画がすすんでいるということで、昨年、全国農業委員会会長大会で事例発表された経緯がございまして、会長、事務局から大変参考となるお話をいただきました。以上で研修の報告を終わります。
会長	何か、この件について特にご意見・ご質問がありましたらご発言いただ

	きたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第3令和6年度第4回高島市農産ブランド認証委員会については、采野委員より報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。お手元資料をご覧ください。令和6年度第5回農産ブランド認証委員会審査結果を報告させていただきます。11月18日に審査が実施されました。申請は個人4名、18件、16品目で面積が8.8アールです。詳細は裏面に記されております。申請人4名とも審査の結果、書類の不備も無く承認されたものです。以上で報告とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第4「滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について」は事務局から報告させていただきます。
事務局	滋賀県都市農業委員会連絡協議会の県外研修に参加しましたので、事務局より報告させていただきます。日時、令和6年11月20日(水)研修先は、岐阜県関ヶ原町農業委員会と三重県四日市市農業センターの試験ほ場の2か所です。出席者は、滋賀県内各市農業委員会の会長、副会長、事務局職員を含め総勢35名でした。高島市農業委員会からは、中田会長、地村副会長、川崎事務局長の3名が参加したところです。研修内容としましては「関ヶ原町農業委員会」では、「遊休農地解消の取り組み」についての説明と「現地見学」があり、新規参入をされた企業の浅井さんからは、「耕作が放棄され、相当の年月が経過している農地の復元のために、県の主催による「農地いきいき事業」が実施され、県・町・参入法人・営農組合などの協力のもと、大規模な草刈り・伐根作業が行われ、農地への復元への後押しをしていただいた。」とのことでした。また「継続的に、営農組合の方の支援があり、営農指導などもしていただいた。」ことが非常に大きな後押しにつながった。とのお話をいただきました。次に「四日市市農業センター」では、「スマート農業の実証試験の取り組み」について、I

	C T技術を使用したトマトの栽培の省力化についての実証ほ場での説明があり、実証データの蓄積と栽培マニュアルを作成し、栽培農家への普及を行うことについて説明をしていただきました。市農業センターの印象としては、滋賀県が実証している農業試験場の機能を有しており、農産物の展示栽培や農業者への研修、集会の場の提供。農業を中心とした、支援体制が充実している印象を受けました。また、I C T技術の導入には、多額の設備投資が必要ですが、部分的に技術を導入する農家等へのデータ提供や栽培マニュアルの提供は、農家への心強い支援となっていると感じたところです。以上でございます。
会長	本件について、何かご意見・ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第2「報告事項」を終わります。 次に、日程第3 報告第21号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。報告第21号 農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和6年12月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番226番。地目、田。面積231平方メートル。現況 非農地。番号2。地番36番。地目、畑。面積218平方メートル。現況 非農地。番号3。地番4525番3。地目、田。面積331平方メートル。現況 非農地。計3件。780平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号3について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	無いようでしたら、以上で、日程第3「報告第21号」を終わらせていただきます。 次に、日程第4 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からの説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。高島市 農委議案 第65号農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年12月10日 高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 5ページをごらんください。1. 所有権移転。番号1. 土地の表示、地番20番2。地目、田。面積1010平方メートル。地番20番11。地目、田。面積840平方メートル。地番20番12。地目、田。面積90平方メートル。地番11番1。地目、田。面積862平方メートル。計4筆。2802平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから3ページをご参照ください。 申請地は、高齢により耕作することが難しいため、処分したい安曇川在住の譲渡人と、新たに農業を始めるにあたり、農地を購入したい今津在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴はなく、水稻を栽培する計画ですが、大型機械も所有していないことから、主な作業は地元の農業者に委託し適切に管理する計画をたてておられます。申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員	1番田中です。譲受人の方と現地を確認してまいりました。詳細については、事務局の説明のとおりで、所有者の方は、地元に住しておらず、これまでどおり維持管理しておられた地元の方に作業を委託することで、譲受人に農地を譲るとのことで話がまとまったものです。慎重な審議をよろしく願いいたします。
事務局	番号2. 土地の表示、地番453番。地目、田。面積872平方メートル。地番456番。地目、畑。面積95平方メートル。地番463番。地

	目、畑。面積６２平方メートル。地番４６５番１。地目、田。面積１９８平方メートル。地番４６５番２。地目、畑。面積３８３平方メートル。地番４６９番。地目、田。面積１４２平方メートル。地番４７１番。地目、田。面積１０５４平方メートル。計７筆。２８０６平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４ページから７ページをご参照ください。 申請地は、相続により取得したが、遠隔地に居住しており耕作することが難しく処分したい市外在住の譲渡人と、朽木へ移住を予定している譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農業経験はありませんが、申請地において、母親と二人で、今後、管理機や草刈り機を購入し、小麦、オリーブ、野菜などを栽培する営農計画書が提出されています。なお、申請地は、雑草が生い茂っている状態ですが、今後数年を目途に農地に復元し、畑として耕作を行う旨の農地復元計画書が提出されています。意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	９番上原です。譲受人の方と現地を確認してまいりました。大津の方でお二人で暮らされるということで、お住まいになるところは、朽木の西エリアにあたり、過疎地域となります。今後、こちらへ引っ越しをされ、畑をされたいと希望を伺いました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	６ページをご覧ください。番号３．土地の表示、地番８６５番。地目、田。面積９５平方メートル。地番８６６番１。地目、田。面積８２平方メートル。地番８６７番１。地目、田。面積２３０平方メートル。計３筆。４０７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集８ページから９ページをご参照ください。申請地は、相続により財産を取得したが耕作することが難しいため、処分したい新旭在住の譲渡人と、市外に居住し、週末の別荘として建物を購入したことから、隣接地で家庭菜園を行いたい譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、夫婦で自家消費用として、ジャガイモや大根を手作業で栽培する営農計画書が提出されています。申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
上原委員	９番上原です。譲受人の方と現地を確認してまいりました。別荘にお暮しになるということで、野菜をつくられるとのことでしたが、イノシシの

事務局	害もあることをお伝えしておきました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。 番号４、番号５、番号６については譲受人が同一人であるため、一括して説明します。番号４．土地の表示、地番１９０８番。地目、田。面積１０５７平方メートル。番号５．土地の表示、地番１９０９番。地目、田。面積１５６３平方メートル。地番１９１０番。地目、田。面積１２８２平方メートル。計２筆。２８４５平方メートル。番号６．土地の表示、地番１９２５番１。地目、田。面積２９９平方メートル。地番１９２５番３。地目、田。面積６６平方メートル。計２筆。３６５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１０ページから１４ページをご参照ください。 申請地は、番号４、高齢により耕作することが難しく子どもも遠方にいることから、農地の管理難しく、処分したい安曇川在住の譲渡人、番号５、遠隔地に居住しており耕作することが難しく農地を処分したい石川県在住の譲渡人、番号６、高齢と病気により耕作することが難しく維持管理ができないため、処分したい安曇川在住の譲渡人と、実家から徒歩１５分圏内で隣接地を耕作し、農地の規模拡大を図りたい、今津在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴は５年と短いものの、大型機械をリースにて確保しており、水稻や野菜を栽培する計画で、土地改良区からも同意が得られており、申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中江委員	１２番、安曇川の中江です。譲受人は今津在住の方ですが、兄弟が青柳に居住しており、今後もこの方が、耕作する予定で申請に至ったものです。青柳地域は、ほ場整備がされていないので、耕作放棄地もある中ですが、耕作に大変意欲を持っておられました。慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	番号７．土地の表示、地番６５４番１１。地目、田。面積１０６平方メートル。地番６５４番１２。地目、田。面積２２２平方メートル。地番６５５番２。地目、田。面積１７２平方メートル。計３筆。５００平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１４ページから１６ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、耕作を継続することが難しくなり、農地を処分

	したい安曇川在住の譲渡人と、申請地の隣接地に居住し、農業の規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権移転を行うものです。譲受人は、これまでから、なす、エンドウ豆、トマトなどを栽培しており、申請地を含め、譲受人と配偶者、父親の３人で野菜を栽培する計画をしています。なお、申請地は、現在、雑草が繁茂していますが、雑草処理のあと管理機で農地に復元する、農地復元計画書が添付されており、土地改良区からも同意が得られています。申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中江委員	１２番、安曇川の中江です。譲受人の方が申請地の隣に居住しており、詳細な説明は事務局からの説明のとおりです。今後も、耕作していただけるということで、大変意欲を持っておられました。慎重なご審議をよろしくをお願いします。
事務局	７ページをご覧ください。番号８．土地の表示、地番１４４１番。地目、田。面積１８７１平方メートル。地番１４５３番。地目、田。面積１４２３平方メートル。地番１７９３番。地目、田。面積６５８平方メートル。地番１８５７番。地目、田。面積 ７０３平方メートル。地番１８７１番。地目、田。面積１９５７平方メートル。地番１８８７番。地目、田。面積１６９９平方メートル。計６筆。合計８，３１１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１６ページから２２ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住、相続により取得しただけで管理が行なえないなど複数人の共有状態にあるため、実際に農地を管理している高島在住の譲受人に所有権を一本化すべく、贈与により所有権移転するものです。譲受人は、これまで共有名義の農地で水稻を作付けし、農地を適切に維持管理されており、トラクターや田植え機など、多くの農機具を所有しており、今後も申請地において水稻を作付けする計画です。なお、申請地のうち１筆については、雑草が生い茂っている状態ですが、今後数年を目途に農地に復元し、耕作を行う旨の農地復元計画書が提出されています。申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	１３番岸田です。譲受人につきましては、相続で土地を手に入れた方で、詳細な説明については、事務局からの説明のとおりでした。特段問題が無

事務局	いかと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。 番号９．土地の表示、地番７２６番。地目、田。面積７１４平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２２ページから２５ページをご参照ください。申請地は、相続により財産を取得したが耕作することが難しいため、処分したい安曇川在住の譲渡人と、居住地から近く農業の規模拡大を行ううえで都合が良い高島在住の譲受人との間で、贈与により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴は３０年と長く、トラクターやコンバインなどの多くの農機具を所有しており、申請地においては野菜を作付けする計画です。これまでの農作業経験から申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容につきましては、事務局からの報告のとおりです。譲受人の方と現地を確認してまいりました。特に問題は無いかと思います。よろしくご審議の程、お願いします。
事務局	番号１０．土地の表示、地番７３４番。地目、田。面積２５１平方メートル。地番８１３番。地目、田。面積１７８平方メートル。計２筆。４２９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２２ページから２５ページをご参照ください。申請地は、相続により財産を取得したが耕作することが難しいため、処分したい安曇川在住の譲渡人と、居住地から近く農業を行ううえで都合が良い高島在住の譲受人との間で、贈与により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、自身が経営するレストランへの食材および自家消費用として、申請地において手作業にて三つ葉やらっきょ、里芋などを栽培する旨の営農計画書が提出されています。申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容につきましては、事務局からの報告のとおりです。譲受人の方とも話をさせていただきましたが、特に問題は無いかと思います。よろしくご審議の程、お願いします。
事務局	番号１１．土地の表示、地番６番５。地目、田。面積４５１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２５ページから２７ページをご参照ください。申請地は、高齢のため、耕作することが難しく処分した

	い高島在住の譲渡人と、居住地に隣接し果樹を栽培したい高島在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農作業経験はないものの、農業大学在学中の子と二人でブルーベリーの果樹を栽培する営農計画書が提出されています。また、申請地は、現在雑草が生い茂っている状態ですが、今後３年を目途に農地に復元し、果樹の栽培を始めていきたい旨の農地復元計画書が提出されています。申請地において、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容につきましては、事務局からの報告のとおりです。申請地は雑草が生い茂っている状態ですが、親戚の方に手伝ってもらい原状回復する予定を立てておられます。特に問題は無いかと思います。よろしくご審議の程、お願いします。
事務局	８ページをご覧ください。番号１２．土地の表示、地番２３４９番。地目、田。面積４７６平方メートル。地番２３５２番。地目、田。面積９９平方メートル。地番２３５３番。地目、田。面積６１４平方メートル。地番２３８５番２。地目、田。面積６２８平方メートル。計４筆。合計１，８１７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２７ページから２９ページをご参照ください。申請地は、農地を相続したが、体調不良のため耕作できないため処分したい新旭在住の譲渡人と、これまでから申請農地を耕作していた譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、多くの大型機械を所有しており、これまでから、申請地を含め多くの農地を耕作し、今後も水稻の栽培を行う計画で、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
清水委員	１７番清水です。１０月２５日に譲受人と申請地を確認してまいりました。これまで、譲受人が耕作されてきたということで、しっかり営農されており、何ら問題は無いかと思います。慎重なるご審議をお願いします。
事務局	番号１３．土地の表示、地番３番２。地目、田。面積１８２５平方メートル。地番１８１番１。地目、田。面積４６１平方メートル。地番１８１番４。地目、田。面積２９平方メートル。計３筆。合計２，３１５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２９ページから３２ページ

	ジをご参照ください。 申請地は、農地の所有者が遺言により農地を贈与する遺贈にあたることから、譲渡人は遺言で指定された者いわゆる「遺言執行者」となり、譲受人は受遺者となります。今回の案件では遺言者の甥の長女が遺言執行者であり、かつ、受遺者で同一となります。譲受人は、農作業経験はありませんが、甥と一緒に農業を始める計画で、農作業経験のある甥のトラクターや軽トラックを借用し、水稻や柿の栽培を始める計画で土地改良区からも同意が得られている状態です。また、農地の一部には、砂利を入れて管理されていたことから、令和7年4月頃を目途に、新たに柿を植樹する農地復元計画書が提出されています。申請地を、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
足立委員	18番足立です。譲受人と申請地を確認してきました。特に問題はないかと思えます。詳細な説明は事務局からのとおりです。慎重なご審議をお願いいたします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「所有権移転について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	11番中川です。案件番号10番の地番734番の議事案件資料集の写真（24ページ）を見ると、真ん中に水路があるように思うが、これも含めてということか。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。734番と813番の間には、水路がありまして、これは青線と認定していますが、お尋ねの734番の中の水路につきましては、公図上に記載がないことから、個人の水路で農地の一部と判断しています。
采野委員	農地が荒れている状態では、これまでは復元してから申請することが多かったように思うが、その辺の取扱いの判断と、今回のように農地復元計画がでてきた場合には、事務局として現地の確認等の対応を行っているのかどうかを伺いたい。
事務局	農地の荒廃の状況にもよりますが、早期に復元が解消できる農地と、年

会長	数が経ちますと復元に時間が必要になることもあります。今回の申請地については、一定、復元に時間が必要になり、致し方ないと判断しているところです。 補足で申し上げますが、采野委員ご指摘の件ですが、本来、すぐに農業を再開できるというのですが、現状は3年3作という基準がなくなったため復元期間が2年とか3年間時間が必要になったとしてもだめだと言うことができなくなっています。采野委員のおっしゃっていた時期は、農地として利用するという制約の中で対応いただいていた経緯があると思いますが、今回の場合は、やむを得ないとの判断となります。しかし何でも可能という話ではなく、しっかりと営農計画書も提出していただいていることから、農地として有効に活用していける状況にさせていただくこととして、一定、判断をさせていただいた。決して耕作しなくてもよいという判断ではございませんので、勘違いされないようにしていかなければならないと考えています。
会長	他に、ご意見、ご質問がないですか？ (質疑・意見なし)
会長	無いようでしたら、これより議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号１３の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。 次に、日程第５議案第６６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第６６号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１２月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページをご覧ください。 １．所有権の移転。番号１。土地の表示、５４３番１。地目、畑。面積３６８平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３３ページから３５ページをご参照ください。本件、譲受人は、両親と同居していましたが、子の成長に伴い実家が手狭になったことから、新居を新築する計画で、なるべく両親の住居に近いところで予定地を希望していたところ、近傍の農地を譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するものです。農地区分は、申請地は、集落内にあり、周りに住宅等があるため「住居が連たんしている」に該当するため、第３種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は自然浸透とし、段差部分は、適切に法面処理する計画です。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書

	類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和7年1月20日から令和7年9月30日の予定をしています。 以上でございます。
青谷委員	2番青谷です。詳細はただいま事務局からの説明のとおりです。現地を確認してまいりました。特に問題はないかと思われますので、よろしくご審議をお願いします。
会長	ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号1について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号1については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に日程第6議案番号67号「非農地判断について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	11ページをお開きください。高島市農委議案第67号。非農地判断について。上記の議案を提出する。令和6年12月10日、高島市農業委員会会長。非農地判断について。農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、高島市農業委員会非農地判断事務処理要領に基づき、再生利用が困難な農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて審議を求める。12ページをご覧ください。番号1。土地の表示228番1。地目、田。面積392平方メートル。番号2，

	土地の表示 4 3 1 番。地目、田。面積 7 8 3 平方メートル。番号 3。土地の表示 4 3 2 番。地目、田。面積 1 1 5 7 平方メートル。他 1 筆計 2 筆 1 5 5 3 平方メートル。番号 4。土地の表示 1 1 2 番 1。地目、田。面積 7 9 8 平方メートル。番号 5。土地の表示 1 2 4 番 3。地目、田。面積 1 9 3 平方メートル。番号 6。土地の表示 7 9 9 番。地目、畑。面積 1 1 1 0 平方メートル。計 6 件 4, 8 2 9 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3 5 ページから 4 3 ページをご参照ください。併せて、当日配付参考資料 3「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領」をご覧ください。本案件は、農地法第 3 0 条第 1 項の規定により実施した利用状況調査において、「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領」に基づき、再生利用が困難な農地と判断した土地について、同法第 2 条第 1 項の農地に該当しないこととして、非農地として審議いただくものです。なお、これらの非農地の判断については、事務処理要領第 3 条第 2 項に基づき、1 0 月 2 1 日に非農地判断検討委員会の農業委員 5 名により現地調査を行った結果によるものであることを申し添えます。また、今後の事務の流れといたしましては、事務処理要領第 3 条第 4 項に基づき、当該土地所有者に対しまして、現況認識に違いがないかおよび農地としての利用計画があるかないかについて事前通知書により確認します。その後、第 4 条第 1 項に基づき、当該土地所有者から異議の申し出がなかったものについては非農地通知書を発出、第 2 項に基づき、非農地通知を行った旨、高島市税務課・大津地方法務局高島出張所に対して情報提供することとなります。以上でございます。
会長	追加で農地法第 2 条第 1 項の内容を説明していただきたい。
事務局	農地法第 2 条第 1 項とは、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるものをいいます。そこに該当しないということで、非農地の扱いをするというものでございます。
会長	非農地判断をする根拠にあたるもの、耕作することができるかできないかの判断によって、非農地判断が行われているものでございます。今回のご賛同いただいた結果をもって、ご本人に通知をさせていただき、異議があれば、この中から除外するものであり、異議申し出が無ければご承認いただいたものとして取り扱うこととなります。今後、この非農地として認定した農地を復元されると、改めて農地として取り扱いすることとなりま

	す。併せて、非農地として認定しますと、この土地にかかる、これまでの4条および5条の申請に対する許可そのものも失効することとなります。そういうことも含んでいただいた中でご審議いただければと思います。 よろしくお願いします
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第67号「非農地判断について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
足立委員	18番足立です。非農地判断はかなりあれた状態で木が多く生い茂っていたと思います。かなり、荒れた状態でしたので、もっと早く判断できていれらばと思うところです。
会長	この非農地判断に取り組む必要性がでてきて、取りまとめが終わりましたのが、令和5年3月のことでした。この制度をもって、非農地の判断をさせていただいたところです。これまでから、農地パトロールでは黄色区分としておったのですが、農地ではない状態であったことから、今回、非農地の運用ができるよう見直しさせていただきました。地目変更への勧奨も行いますので、後々問題が起こらないように充分調整のうえ作成させていただいたところです。非農地判断検討委員会も設置させていただき、現地を改めて確認することとし判断については慎重に対応しており、隣接地や同一所有者の農地についても改めて確認もさせていただくこととしています。
中川委員	12番中川です。議事案件資料集36ページ。大きな非農地と思われるエリアの中で、この1筆を非農地として認定している資料となっている。 他に40ページの位置図の場所がおかしい。安曇川の事例では、周辺の地目が明記されていないので、ここも一部分が非農地として認定されている印象を受けるがどうか。
事務局	議事案件資料集35ページ36ページの案件ですが、現場ではどこも似たような状況でした。ただ、この地番のみ農地で、周辺の地番は宅地でございましたので、抽出して農地部分を非農地として取り扱いさせていただいたものでございます。40ページの位置図につきましては、少しずれて表示されており、場所が誤っております。申し訳ございませんでした。南古賀につきましても農地の部分を抽出したことによるものです。

采野委員	近所の太陽光パネルの付近はどうか。
事務局	実は、青地部分の農地として、非農地とする対象からは除外しています
会長	今回作成させていただいた、非農地判断マニュアルでは非農地の対象としない農地として、青地を除くこととしており、青地部分は、非農地通知書を出せないこととなります。今後、その辺をどのように判断していくのか課題としては認識しておりますが、このことは、昨日の県の諮問会議においても話題にでており、県南部において、大規模な宅地造成の申請事案がでてきていることもあり、滋賀県として、県内の青地の農地をどこまで確保していくのかデータの提供と方向性を示していただくように求めている状況であります。なかなか青地になっていると外してもらえない状況もあり、現況との相違もあることから、今後、青地部分、白地部分の取扱いや運用について市のレベルではなく県のレベルで精査してほしいと依頼している状況です。この農業振興地域における農用地部分の取扱いやそれに付随する非農地認定の取扱いなど、いろいろと課題があると考えておりますが、その中で、一つずつ積み上げていかなければならないと考えております。
上原委員	9番上原です。今回非農地判断は初めてですね。市税務課の課税や法務局との影響はどのようになるのですか。
会長	市税務課は、登記地目がどうであれ、現況地目で課税をしているので、農業委員会の非農地との整合性が保てると思いますが、法務局における登記地目とは、当然差異が生じることとなります。今回の非農地認定された方には、登記地目の変更を勧奨しますが、あくまで個人的な事情もあるので、登記されない場合は、相違が生じることになります。農業委員会としては、非農地として扱いことになれば、農地台帳から削除することとして取り扱うこととなります。その辺でご理解いただきたいと思います。
会長	他に意見がございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見もないようですので、これより議案第67号「非農地判断について」を採決します。番号1から番号6の案件について、申請のとおり許可する

	ことに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第 6 7 号「非農地判断について」の番号 1 から番号 6 については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 ここで、長時間となりましたので、暫時休憩とします。再開時刻は 3 時 2 0 分とします。 （農業政策課職員 入室）
会長	それでは、再開します。次に日程第 7 議案第 6 8 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	1 3 ページをお開きください。高島市農委議案第 6 8 号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和 6 年 1 2 月 1 0 日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和 6 年 1 2 月 2 0 日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和 6 年 1 2 月 2 0 日。滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は 1 5 ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1、利用権設定について。利用権設定農用地は 8 3 筆。利用権設定面積は 1 2 0, 9 3 0 平方メートルでございます。内訳としまして、新規 1 2 筆 1 6, 0 0 2 平方メートル。継続 7 1 筆 1 0 4, 9 2 8 平方メートル。利用権設定者は 3 1 名。農用地利用申出者は 1 3 名でございます。その他、利用権設定各筆明細は 1 6 ページから 2 4 ページのとおりでございます。2、所有権移転について。所有権移転農地は 1 筆。所有

会長	権移転面積は３，１９３平方メートル。所有権譲渡者は１名。所有権譲受者は１名。その他、所有権移転各筆明細は２５ページのとおりでございます。 ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第６８号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を審議します。利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」の番号８０から番号８３の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、 番 の退席を求めます。 （ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、番号８０から番号８３の案件について採決します。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手 よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号８０から番号８３の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 （ 入場・着席）
会長	続いて、議案第６８号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を審議します。利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」の番号１から番号７９の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第６８号「高島市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定各筆明細「貸し手から借

	り手」番号 1 から番号 7 9 の案件について採決します。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号 1 から番号 7 9 の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に 2 5 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件について採決します。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第 8 議案第 6 9 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	2 6 ページをお開きください。高島市農委議案第 6 9 号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和 6 年 1 2 月 1 0 日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。

農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、新規案件として安曇川地域で2件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 27ページをご覧ください。【番号1】の■■■■の農業経営改善計画の概要でございます。元々は、認定農業者であるお父様が基幹としてされておりましたが、今後は、政隆様が基幹としてされることとなりました。現状の経営面積は、1,100アールであり、これを1,500アールまで拡大する計画を立てられています。現在はJA出荷が主であります、今後は、他の販路拡大に取り組み、所得向上を図られます。また、田ごとに収量のデータを取り、栽培の方法を変え、収量アップにも取り組まれます。現在は、兼業であります、今後は専業を考えておられ、専業となった際には、水稻以外にも育苗ハウスを使って、別の作物を栽培することを考えておられます。 28ページをご覧ください。【番号2】の■■■■の農業経営改善計画の概要でございます。■■■■は以前も、認定を受けておりましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。現状の経営面積は1,010アールですが、今後は840アールで計画を立てられています。現在は水稻とイチジクをメインに経営されておりますが、水稻に関しては、本人1人では面積的に限界ということもあり、減少されますが、点在している農地を集約化し、作業効率の向上を図られます。水稻を減少した分は、新たに収益性の高い果樹を栽培し所得向上を図られます。 以上の2件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第69号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第69号「農業経

会長	営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を採決します。まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手 次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第６９号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１および番号２の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後３時３０分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 18番 _____

議事録署名委員 19番 _____